

千葉市国際会議開催補助金交付要綱取扱要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市国際会議開催補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 定義

- (1) 要綱第2条第1号に規定する「付随して開催される展覧会」とは、国際会議に付随し、会議と一体不可分で開催される展覧会をいうものとし、見本市、展示会、イベント及びその他の催し物については含まないものとする。
- (2) 要綱第2条第3号に規定する「実際に参加する者」とは、主催者による参加者登録を受けて、当該会議に実際に参加する者であって、正規会員参加者、非会員参加者、オブザーバー、講演者、来賓、同伴者その他参加者の肩書きの如何を問わない。ただし、主催者が作成する国際会議の参加登録者リストその他の資料によって確認ができる者とする。
- (3) この要綱において、会議参加者数の算定に当たっては、参加登録者が会期中複数日にわたって参加した場合においても、一人と数えることとする。

第3 補助対象となる国際会議

要綱第3条第1項第7号に規定する「専ら営利的な目的」とは、営利若しくは私的宣伝をその主たる目的とするもの、又は開催による成果が、特定の者の利益のみに寄与するものをいう。

第4 補助対象経費

- (1) 要綱第4条第1号に規定する「会場借上費」とは、当該国際会議に係る会合で使用するホール又は会議室などの使用料金等をいうものであって、パーティ、懇親会などに使用される会場は含まないものとする。同条各号の経費についても、また同様とする。
- (2) 要綱第4条第3号に規定する「会議用機材借上費」とは、会議の運営に使用する音響、映像及び通訳に係る機材のレンタル費又はリース費等をいう。
- (3) 要綱第4条第4号に規定する「役務費」とは、会議用機材の借上げに付随し発生する運送費、設置費及び技術料等その他の経費をいうものとする。
- (4) 要綱第4条第5号に規定する「外国人招聘費」とは、当該国際会議の主催者が、外国人を招聘する場合に必要な経費であって、渡航費及び宿泊費として支出したものに限るものとし、当該外国人に対する報償費、謝金及び講演料等その他の経費は含

まないものとする。

- (5) 補助対象とする経費は、要綱第6条に規定する登録がなされた日以降に支出された経費とする。

第5 登録

- (1) 要綱第6条に規定する「登録」とは、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及び要綱に定める補助金交付申請手続きの前提として、開催を予定している会議が交付申請の対象となり得る（適格性を有する）ことを、市が予め確認する事実上の行為であって、主催者側に、何らの法的な権利義務を発生させるものではない。
- (2) 交付決定は、規則及び要綱に従って適切に交付申請がなされた場合に、本制度に係る予算の範囲内において、行うものとする。

第6 変更の承認

要綱第9条及び第14条第1号に規定する「市長が別に定める場合に該当するとき」とは、次の各号のいずれかに該当する変更をいう。

- (1) 国際会議参加者数の変更により、要綱別表第1に定める補助金の限度額が変更となる場合
- (2) 会議の開催日の変更となる場合
- (3) 主催者の名称変更又は地位の承継を行う場合
- (4) 国際会議を中止、廃止する場合

第7 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は経済農政局長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。